

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(平成27年11月(令和3年3月一部改訂)）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き(試行)(令和4年度版)に準拠」に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和5年2月28日

青森県知事 三村 申吾

記

1. 業務概要

(1) 業務名

河砂委第3003号 中村川治水利水計画検討業務委託

(2) 業務目的

本業務は、令和4年8月豪雨により著しい浸水被害が発生した二級河川中村川水系について、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定に必要な検討を行うとともに、河川整備計画に新たに洪水調節施設を位置付けるための治水計画等の検討を行うものである

(3) 主たる業務内容

治水利水計画検討 N=1 式

- ・流域水害対策計画の検討
- ・治水計画検討
- ・利水計画検討
- ・関係機関協議資料作成

2. 業務量の目安

本業務の業務量は45,000,000円程度(消費税及び地方消費税を含む)を想定している。

3. 履行期限

契約締結の翌日(令和5年5月中旬予定)～令和6年3月25日

4. 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- 2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業務について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに認定をうけることが見込まれる者を含む。）であること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5) 日本国内に、本店を有していること。
- 6) 青森県建設業者等指名停止要領（昭和 60 年 6 月 1 日付け青監第 323 号）に基づく知事の指名停止の措置を、受注意思表明の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。
- 7) 所定の期限までに受注意思確認を行ったものであること。

5. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 技術力評価：企業評価
同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等
- (2) 技術力評価：技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術力評価：配置技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等
- (2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他
業務理解度・実施手順
- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

7. 手続き等

- (1) 担当部局
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県 県土整備部 河川砂防課 ダムグループ
担当：藤田（ふじた）、栗生（くりゅう）、田名部（たなぶ）

T E L : 017 (734) 9664 (直通)

F A X : 017 (734) 8191

e-mail : kasensabo@pref.aomori.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年2月28日から令和5年3月14日まで青森県県土整備部河川砂防課ホームページで交付する。

(3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和5年3月14日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課ダムグループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

(4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和5年4月13日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課ダムグループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

8. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：業務委託料の10分の1(500万円以下の場合は100分の5)以上の額。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記7.(1)に同じ。

(5) 詳細は、説明書による。